

## 規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	海上運送法等の一部を改正する法律、海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案
規制の名称	特定操縦免許に係る履歴限定
規制の区分	拡充
担当部局	海事局海技課
評価実施時期	令和5年3月～8月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	i
規制の目的、内容及び必要性等	本規制は、旅客の輸送の用に供する小型船舶(以下「事業用小型船舶」という。)の船長になるために必要な特定操縦免許について、当該免許を受けようとする者の乗船履歴に応じ、船長として乗船することのできる事業用小型船舶の航行区域についての限定(以下「履歴限定」という。)を国土交通大臣が行うことができるようにし、さらに当該履歴限定がされた特定操縦免許を受けている者を、事業用小型船舶がその限定をされた航行区域のみを航行するときでなければ小型船舶操縦者として乗船させてはならないこととするものである。本規制により、沿海区域等において十分な経験のない者が船長として乗船することを防ぎ、法目的である「船舶の航行の安全の確保」を図る。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	履歴限定の解除にあたり必要な乗船履歴等の具体的な内容については、今後省令で規定することとなるが、履歴限定の解除に必要な乗船履歴は1年程度且つ特定操縦免許取得前に甲板員として乗船したのものでよいことを想定している。また、当該履歴限定の規定は、改正法の施行日から2年間の経過措置を設けており、履歴限定制度の対象となる航行区域において現在事業用小型船舶に乗船している者(およそ4万人)は既に必要な乗船履歴を有しているか、当該経過措置期間中に船長業務に従事することを通じ、必要な乗船履歴を取得できることが見込まれるため、履歴限定が付されるのが考えにくいことから、免許受有者個人及び雇用者側(事業者)のいずれにも、特別な遵守費用が生じることは想定されない。なお、改正法の施行日以降に特定操縦免許を取得した者を船長として選任しようとする場合であって当該者が必要な乗船履歴を持たない場合には、1年程度は船長ではなく甲板員として乗船させる必要があることから、甲板員としての雇用期間中に係る費用は事業者にとって制度上の遵守費用に当たる。しかしながら、一般的に、特定操縦免許を取得して間もない者を事業用小型船舶の船長に選任することは稀であり、ベテラン船長の指導の下、1年から3年程度経験を積ませた上で船長に選任することが大多数であるため、改正法の施行後に特定操縦免許を取得した者を雇う場合も、実態上、新たな遵守費用は発生しないと考える。
(行政費用)	規制の導入コストとして、操縦免許の交付事務に使用するシステムにおいて、履歴限定の付与等を取り扱うための改修費用1,358万円が生じているものの、新たな乗船基準の遵守状況を確認するための新たな行政費用は発生しない。
副次的な影響と波及的な費用の把握	本規制により、事業用小型船舶の船長になりうる者が限定されることから、常時交代要員を確保していない零細事業者にあっては、急遽船長を交代させる必要が生じた際に、ただちに交代要員を確保出来ず一定期間営業を停止しなければならない場合が想定されるため、この場合には競争に負の影響を及ぼすことになる。一方で、事業用小型船舶に船長として乗船する者の資質及び小型船舶を用いた旅客運送事業、遊漁船業の安全性が向上することで、小型旅客船に対する信頼が回復し、利用客の呼び戻し、ひいては我が国旅客船事業の振興につながる。
その他関連事項	本規制については、学識者、有識者、業界等から関係者が参加した知床遊覧船事故対策検討委員会における10回にわたる審議結果を踏まえて取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」の具体的施策の内容に則したものである(令和4年12月とりまとめ)。なお、当該取りまとめはパブリックコメント手続きを踏んでいるところ、特段本規制による副次的な影響等に関する懸念は寄せられなかった。
事後評価の実施時期等	当該規制については、改正法及び整備政令の施行から5年後に事後評価を実施する。
備考	